

平成30年 第10回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年10月25日(木) 午後2時30分から午後3時20分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (15人)

会長	16番	杉山 忠
委員	1番	森下憲一
委員	2番	川上美由紀
委員	3番	遠藤 宏
委員	4番	澁江修身
委員	5番	新井 勉
委員	6番	立川勝美
委員	8番	島田俊行
委員	9番	立川久恵
委員	10番	本島光雄
委員	11番	谷 正雄
委員	12番	志賀喜一
委員	13番	相場重雄
委員	14番	島田一男
委員	15番	小堀和彦

4. 欠席委員 (1人)

委員	7番	松本信行
----	----	------

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号、報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議題第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議題第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議題第3号 非農地証明願について

議題第4号 佐野農業振興地域整備計画の変更について

議題第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議題第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農用地利用配分計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小野 勉

参事 向田一夫

農地調整係 係長 黒田和美

主査 飯塚康夫

主査 谷 昌幸

主事 桑子豪敏

主事補 上野川拓朗

7. 会議の概要

事務局長 ただいまから、平成30年第10回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議 長 開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長 はい、事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、15名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号7番 松本信行委員の1名でございます。以上でございます。

議 長 ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は15名であります。

したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日は、農地利用最適化推進委員14名の方に、傍聴していただいております。

ただいまから、平成30年第10回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号8番 島田俊行委員、議席番号15番 小堀和彦委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、上野川拓朗主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成30年10月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成30年10月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第7号まででございます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成30年10月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条515番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、稲刈機1台、管理機3台、草刈機5台を所有しております。農作業従事人数は4人、従事日数は500日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条516番 契約内容は、賃借権の設定3年。賃料は〇〇円です。取得理由としましては、賃借人は、現在、認定農業者である息子へ、すべて

の所有農地について経営移譲しておりますが、今回、賃借権を設定し、賃借人の世帯で農業経営を再開するためとなっております。申請地までの距離は2 km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台をリースしております。農作業従事人数は2人、従事日数は560日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達します。該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

3条517番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は10 km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達します。該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めま。お諮りいたしま。議案第1号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めま。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしま。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたしま。事務局をして議案第2号の説明をさせま。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めま。

平成30年10月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

5条611番について報告します。

本申請は、資材置場として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員6m」、西は「畑」、南は「宅地」、北は「宅地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「資材置場」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより、議案第2号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号は、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見

聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成30年10月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地404番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。

願出地の南と西は畑ですが、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。以上です。

議長

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、願いのとおりに証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号は、願いのとおりに証明することに決定いたしました。

次に議案第4号「佐野農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 佐野農業振興地域整備計画の変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

平成30年10月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いします。

調査班

農振除外60番について報告します。

本申出は、自社敷地を拡張したいため農振農用地区域から除外したいという案件です。

事業計画の概要については、資材置場として申出地を利用したいというものです。

申出に係る事項ですが、申出地は「畑」です。周辺の状況は、東は「雑種地」、西は「認定外道路幅員2m」、南は「畑」、北は「認定外道路幅員2m」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用地区域内の農地」です。農用地区域の変更が完了すると「第1種農地」に該当し、許可の基準は原則不許可です。

不許可の例外事由は、農地法施行令第11条第1項第2号ハの既存の施設の敷地拡張に該当すると思われまます。

一般基準は、2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっております。許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われまます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

14番

島田一男委員

はい、資材置場の見込みということでしたが、申請地の周囲の道路は幅員が2mと狭いですが、車両で進入できるのですか。

事務局

申出地の東側の雑種地と併せて敷地の拡張をする計画となっていて、

南北に通っている道路と雑種地が接しているので問題ないと思われます。

14番
島田一男委員

はい、結構です。

議長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第4号「佐野農業振興地域整備計画の変更について」は、農用地から除外された場合の転用許可の見込みの有無を「有」とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号の変更については、農用地から除外された場合の転用許可の見込みの有無を「有」とすることに決定いたしました。

次に、議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成30年10月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第5号 利用権設定関係の10番、15番、16番、29番、36番から38番、40番、43番、45番、144番、447番、457番、459番について議席番号11番 谷 正雄委員が、44番、63番、463番について議席番号8番 島田俊行委員が、141番、198番について、議席番号15番 小堀和彦委員が、327番、328番、330番、337番、342番、348番、369番について、議席番号4番 澁江修身委員が、398番について、議席番号13番 相場重雄委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承願います。

議案第5号利用権設定関係の10番、外13件について審議します。谷

正雄委員の退室をお願いします。

(谷 正雄委員 退室 15 : 03)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

議案第5号利用権設定関係の10番、外13件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号利用権設定関係の10番、外13件は、計画のとおり承認することに決定いたしました。谷 正雄委員の入室をお願いします。

(谷 正雄委員 入室 15 : 04)

続きまして、議案第5号利用権設定関係の44番、外2件について審議します。島田俊行委員の退室をお願いします。

(島田俊行委員 退室 15 : 05)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号利用権設定関係の44番、外2件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号利用権設定関係の44番、外2件は、計画のとおり承認することに決定いたしました。島田俊行委員の入室をお願いします。

(島田俊行委員 入室 15 : 06)

続きまして、議案第5号の利用権設定関係の141番、198番について審議します。小堀和彦委員の退室をお願いします。

(小堀和彦委員 退室15:06)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号利用権設定関係の141番、198番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号利用権設定関係の141番、198番は、計画のとおり承認することに決定いたしました。小堀和彦委員の入室をお願いします。

(小堀和彦委員 入室15:07)

続きまして、議案第5号の利用権設定関係の327番、外6件について審議します。澁江修身委員の退室をお願いします。

(澁江修身委員 退室15:08)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号利用権設定関係の327番、外6件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号利用権設定関係の327番、外6件は、計画のとおり承認することに決定いたしました。澁江修身委員の入室をお願いします。

(澁江修身委員 入室 15:09)

続きまして、議案第5号の利用権設定関係の398番について審議します。相場重雄委員の退室をお願いします。

(相場重雄委員 退室 15:09)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号利用権設定関係の398番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号利用権設定関係の398番は、計画のとおり承認することに決定いたしました。相場重雄委員の入室をお願いします。

(相場重雄委員 入室 15:10)

続きまして、議案第5号の利用権設定関係の10番、外26件以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

議案第5号の利用権設定関係の10番、外26件以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号の利用権設定関係の10番、外26件以外の案件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」、議案第7号「農用地利用配分計画について」、関連がございま

すので一括して議題といたします。事務局をして議案第6号、第7号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 農地中間管理事業に関する農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成30年10月25日提出 佐野市農業委員会会長。

議案第7号 農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

平成30年10月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第7号18番について、議席番号5番 新井 勉委員が、19番について議席番号8番 島田俊行委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承願います。

議案第7号18番について審議します。新井 勉委員の退室をお願いします。

(新井 勉委員 退出15:16)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第7号18番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第7号18番は、計画のとおり承認することに決定いたしました。新井 勉委員の入室をお願いします。

(新井 勉委員 入室 15 : 17)

続きまして、議案第7号19番について審議します。島田俊行委員の退室をお願いします。

(島田俊行委員 退室 15 : 17)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第7号19番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第7号19番は、計画のとおり承認することに決定いたしました。島田俊行委員の入室をお願いします。

(島田俊行委員 入室 15 : 18)

次に、議案第6号および議案第7号18番、19番以外の案件について、審議します。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号および議案第7号18番、19番以外の案件について、承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号および議案第7号18番、19番以外の案件について、承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。平成30年第10回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時20分閉会

